

第102号

令和5年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度山梨県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度山梨県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(4) 建設改良費	1,671,543 千円	952,499 千円	2,624,042 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 28,717 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 64,898 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 302,201 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 668,777 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 830,136 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 427,379 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,671,121 千円	952,499 千円	2,623,620 千円
第1項 企業債	366,000 千円	213,000 千円	579,000 千円
第2項 国庫補助金	800,100 千円	526,500 千円	1,326,600 千円
第3項 市町村負担金	430,006 千円	212,999 千円	643,005 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,832,175 千円	952,499 千円	3,784,674 千円
第1項 建設改良費	1,671,543 千円	952,499 千円	2,624,042 千円

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	366,000 千円	普通貸借又は債券発行	5.0 % 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者と協定する ものとする。ただし、 財政その他の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借 換えをすることができる。	579,000 千円	普通貸借又は債券発行	5.0 % 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者と協定する ものとする。ただし、 財政その他の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借 換えをすることができる。
計	366,000 千円				579,000 千円			

第5条 予算第10条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
<p>峡東流域下水道建設事業に係る峡東浄化センター管理本館、沈砂池ポンプ棟耐水化工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度から 令和7年度まで</p>	<p>200,000 千円</p>
<p>釜無川流域下水道建設事業に係る釜無川浄化センター管理本館、スクリーンポンプ棟耐水化工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度から 令和7年度まで</p>	<p>200,000 千円</p>
<p>釜無川流域下水道建設事業に係る釜無川浄化センター電気設備改修工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度から 令和7年度まで</p>	<p>150,000 千円</p>

提案理由

国の経済対策に係る補正予算の成立を受け、緊急的な対策に要する経費を追加補正する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。